

第四十四号議案

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び」を「、同条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する額及び」に改める。

第二条 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。

第四十 四号議案

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例